



令和6年

第1回観音寺市議会定例会追加提出議案



令和6年3月

令和6年第1回観音寺市議会定例会追加提出議案

- 1 議案第34号 観音寺市監査委員条例の一部改正について
- 2 議案第35号 観音寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第34号

観音寺市監査委員条例の一部改正について

観音寺市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月22日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市監査委員条例の一部を改正する条例

観音寺市監査委員条例（平成17年観音寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第35号

観音寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
観音寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月22日提出

観音寺市長 佐伯明浩

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係規定を改めるため、本案を提出するものである。

別紙

観音寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

観音寺市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年観音寺市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。